

第4章

子ども・子育て支援施策の体系と具体的な取組

■ 施策の体系

【基本理念】 子どもいきいき、家族にここにこ
みんなが育つ、^{まち}地域づくり

基本目標1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

- 1 母親と乳幼児の健康の確保・増進
 - (1)子どもと母親の健康の確保
 - (2)食育の増進
 - (3)小児医療の充実
- 2 未就園児とその家庭に対する支援
 - (1)保育施設の開放
 - (2)子育て支援のネットワークづくり

基本目標2 にこにこ子どもを育てるまち

- 1 地域における子育ての支援
 - (1)地域における子育て支援の充実
 - (2)教育・保育事業の充実
 - (3)児童の健全育成
- 2 職業生活と家庭生活の両立の推進
 - (1)仕事と子育ての両立の推進
 - (2)多様な働き方の実現
- 3 支援を必要とする児童等へのきめ細かな対応
 - (1)児童虐待防止対策の充実
 - (2)ひとり親家庭の自立支援
 - (3)障がい児支援施策の充実

基本目標3 みんなが子どもをつつむまち

- 1 安全・安心な生活環境の整備
 - (1)安全・安心な社会基盤の整備
 - (2)安全・安心なまちづくりの推進
- 2 子どもの安全の確保
 - (1)子どもの交通安全を確保するための活動
 - (2)子どもを犯罪などの被害から守るための活動
 - (3)被害に遭った子どもの支援

基本目標 1

いきいきと子どもが生まれ育つまち

1 母親と乳幼児の健康の確保・増進

母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できるような環境を整備するとともに、すべての子ども達がより健康的な生活が送れるよう、成長・発達への支援を充実します。

(1) 子どもと母親の健康の確保

具体的施策	内 容	実施担当部署
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録できる母子健康手帳を交付します。・継続した支援ができるよう、妊娠届出時にはアンケート及び個別面接を行います。	保健センター (子育て世代包括支援センター)
妊産婦健康相談	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦の悩みや不安などの相談に対し、面接や電話で対応します。・母子手帳交付時や訪問時の相談に対応します。	保健センター (子育て世代包括支援センター)
乳幼児健康相談	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児とその親を対象とした健康相談、電話、乳幼児健診など、状況に応じた保健指導を実施します。	保健センター (子育て世代包括支援センター)
育児相談	<ul style="list-style-type: none">・定期的に乳幼児の身体計測、育児相談、栄養相談の機会を設け、相談に対応します。	保健センター
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健康診査時に歯科健診とブラッシング指導など乳幼児期に必要な歯科保健指導を実施します。・1歳8か月児・3歳4か月児健康診査時には、希望者に対しフッ素塗布を実施し、歯ブラシ習慣定着のための普及啓発を実施します。	保健センター

具体的施策	内 容	実施担当部署
ハイリスク妊産婦訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦へ家庭訪問指導を実施し、必要に応じて継続訪問します。 ・関係機関と連携を図りながら、ハイリスク妊婦の支援体制の確立に努めます。 	保健センター （子育て世代包括支援センター）
乳児全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児・乳児の訪問を実施し、育児不安等の軽減や産後うつ等の早期発見に努めます。 ・訪問時には、新生児・乳児の体重測定や産婦の健康状態等を確認し、育児相談等を行います。 	保健センター （子育て世代包括支援センター）
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。 	すこやか子育て課 保健センター
未熟児養育指導	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクをもった未熟児について、関係機関と連携して出生後速やかに訪問し、子どもの健やかな成長や家族を支援します。 	保健センター
乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月、9か月、1歳8か月、3歳4か月児健康診査時に、発達状況の確認や育児相談等を行います。 ・各健康診査の受診率の向上に努めるとともに、未受診児についてフォローします。 	保健センター
乳幼児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・各健康診査の未受診児や、各健康診査において訪問相談が必要とされた家庭について随時訪問します。 	保健センター
妊婦一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査として、超音波、HBs抗原検査、HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査等に対する受診を促進します。 ・検査にかかる費用の一部を公費負担する助成券を発行します。 	保健センター

具体的施策	内 容	実施担当部署
両親学級の継続	<ul style="list-style-type: none"> • 妊婦を対象に、妊娠中の健康管理や歯科保健・食事、出産、子育てについての講話や実技演習を行います。 • 先輩ママとの交流会やレクリエーションを実施し、出産や育児への不安の軽減を図ります。 • マタニティブルーと産後うつ資料を配付し、こころの健康について健康教育を実施します。 	保健センター
親子教室の継続	<ul style="list-style-type: none"> • 各健康診査時や各種相談において経過観察が必要とされた親子を対象として、子どもの発育発達を促すような場と親子遊びを提供し、母親の育児不安やストレスの軽減を図ります。 • 親子教室同窓会交流会を開催し、卒業した母子への支援を継続するとともに、卒業生と参加者が交流できる場を提供します。 	保健センター
読み聞かせの実施	<ul style="list-style-type: none"> • 乳児期からの母と子どものふれあいを深めるため、健康診査時に、絵本を活用したコミュニケーションの取り方や絵本の使い方について説明を行いながら、絵本の読み聞かせの必要性を伝えます。 	保健センター
事故防止などの啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> • 健康診査時において、子どもの誤飲や不慮の事故防止のための指導を行うほか、パンフレットの配付等により普及啓発を図ります。 	保健センター
母子愛育会による地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> • 絵本の読み聞かせや季節の行事開催など、子育て経験を生かした子育て支援活動を推進します。 	保健センター
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 感染症による患者の発生や死亡者の減少を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行います。 	保健センター

(2) 食育の推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
両親学級における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦を対象に、妊娠中の食事について、講話や調理実習を行います。 ・個々の食事バランスを自身で確認できるよう、栄養指導に食事記録を導入し、より良い妊娠中の食事について助言します。 	保健センター
離乳食教室の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食講話、デモンストレーション、試食を行います。 ・乳児健康診査時に食生活改善推進員の協力により離乳食の試食を実施します。また、食材リストや離乳食の進め方について助言します。 	保健センター
栄養相談の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に個別の栄養相談の機会を設け、相談に対応します。 ・育児相談や各乳児健康診査時に栄養相談を行います。 	保健センター
幼少期からの食育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員や母子愛育会と連携をとり、町民まつりや季節行事等において、親子を対象に適切な食生活習慣を確立させるための普及啓発を行います。 	保健センター
食育に関する講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター等で食育をテーマとした親子講座などを行います。 	すこやか子育て課

(3) 小児医療の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
こども医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校修了までの子どもを対象に保険診療分の一部負担金の助成を行います。 	すこやか子育て課
小児救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜、祝祭日、お盆、年末年始を除く、平日の時間外に、輪番制による小児時間外（初期救急）診療及び電話相談を継続するよう支援します。 	保健センター

2 未就園児とその家庭に対する支援

未就園児を持つ家庭では、育児に関する相談先が祖父母等の親族など特定の範囲に限られてしまうことがあります。母親が育児不安やストレスを抱えやすい時期でもあることから、地域の関係機関が連携して子育てや仲間づくりを支援していきます。

(1) 保育施設の開放

具体的施策	内 容	実施担当部署
保育施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> 地域の未就園児を対象に親子登園を呼びかけ、在園児の保育活動への参加などを通して保護者の子育てを支援します。 	すこやか子育て課
保育施設における子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> 保育所(園)、幼稚園、認定こども園において定期的に子育て育児相談を実施し、在園児だけでなく地域の未就園児の保護者からの相談にも対応できるよう支援します。 	すこやか子育て課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

具体的施策	内 容	実施担当部署
子育て支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の各事業実施者、関係機関との連絡調整などを行い、子どもとその保護者が子ども・子育て支援の各施策を円滑に利用できるよう支援します。 子ども・子育て支援施策の円滑な運営を図るため、関係諸機関の連携強化を図ります。 	すこやか子育て課
利用者支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が、保育所(園)、幼稚園、認定こども園及び一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう役場の子育て支援担当部署に職員を配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。 	すこやか子育て課
子育て支援の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の情報を提供するため、子育てガイド「松伏子育て情報便」を作成します。 	すこやか子育て課

基本目標 2

にこにこ子どもを育てるまち

1 地域における子育ての支援

全ての子育て家庭のために、様々な教育・保育事業を実施するほか、子育て情報の収集・提供、子育て支援団体の連携など、子育て支援のネットワーク化を図り、併せて子どもの健全育成を推進します。

(1) 地域における子育て支援の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
親子サポートグループの支援	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援センターなどで情報提供を行います。	すこやか子育て課
ファミリー・サポート・センターの充実	<ul style="list-style-type: none">・子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が会員となり地域での子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター」を運営します。・町のホームページや広報まつぶしなどで情報提供を行います。・提供会員への研修参加体制を整え、質の向上を図ります。	すこやか子育て課
子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターで実施します。・子育て支援の拠点として、利用をしやすいとともに支援内容の充実を図ります。	すこやか子育て課

(2) 教育・保育事業の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
様々な保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童ゼロを引き続き継続するとともに、保護者のニーズに合わせて保育の質の向上を目指します。 延長保育、一時保育の充実を図ります。 軽度の障がいのある児童の受け入れの拡大に努めます。 	すこやか子育て課
幼稚園預かり保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園に通う児童の通常の保育時間が終了した後の預かり保育の実施を支援します。 	すこやか子育て課
地域活動事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）が有する専門的機能を活用した、多様な地域交流を支援します。 	すこやか子育て課
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につながるよう配慮します。 	教育総務課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。 	すこやか子育て課
放課後子ども教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等に全ての子どもを対象に、地域住民や企業OBなど様々な人材の協力を得て、学習支援や多様なプログラムを実施します。 	教育文化振興課

(3) 児童の健全育成

具体的施策	内 容	実施担当部署
文化のまちづくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども主役のまちづくり」をテーマに、次代の主役である子どもに良い文化を伝え、子どもの育ちを支援する活動を行っている「文化のまちづくり事業」への支援を継続します。 	教育文化振興課
公民館を利用した講座の継続	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習の場や居場所づくりとして公民館を活用し、子どもや親子を対象とした講座の開催を継続します。 	教育文化振興課
図書室のおはなし会の継続	<ul style="list-style-type: none"> サークルの協力を得て、幼児、小学生を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせを継続します。 	教育文化振興課
世代間交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び学校の児童生徒と高齢者等の世代を超えた交流の場を提供します。 	すこやか子育て課
児童館運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童館「ちびっこランド」において、子ども自身の発見と創造、仲間づくりができるよう、さまざまな行事や教室を開催します。 遊びのなかに運動の要素を取り入れて親子で体を動かすなど、子どもの年齢に応じた運動事業を実施します。 世代間交流を行う場を提供します。 	すこやか子育て課
生徒指導連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体が連携して生徒指導を推進し、児童生徒のいじめ、非行を防止するため、協議会を開催し、情報交換を行います。 	教育総務課
青少年健全育成協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成協議会主催による「社会を明るくする町民の集い」を開催するなど、青少年の健全育成を図ります。 	すこやか子育て課

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

男女雇用機会均等法の施行などを背景に女性の社会進出が急速に進んでいるなかで、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していくほか、男性を含めた働き方の見直しを推進します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立の推進のため、保育所（園）、認定こども園の延長保育や一時保育の充実、幼稚園における預かり保育の充実に努めます。 	すこやか子育て課
父親参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 父親の子育てへの参加を促すため、「ハローベビー教室（両親学級）」の一部を土曜日に開催します。 	保健センター

(2) 多様な働き方の実現

具体的施策	内 容	実施担当部署
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 松伏町男女共同参画基本計画に基づき、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」に向けた啓発活動に取り組みます。 女性への暴力をなくす運動などについて、啓発活動を行います。 	企画財政課

3 支援を必要とする児童等へのきめ細かな対応

児童虐待の防止、ひとり親家庭などの自立支援、さらには障がい児及びその家庭への支援など、支援を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会に専門的な資格を持つ職員を配置し、関係機関と相互に連携をとりながら、児童虐待の再発防止に努めます。 代表者会議・実務者会議を定期的に行い、情報共有を図ります。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、必要な支援を行います。 	すこやか子育て課
虐待の早期発見と予防	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康診査、訪問指導などを通して児童虐待の早期発見・予防に努めます。 関係機関との連携を図ります。 	保健センター
児童虐待などに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町の児童福祉担当窓口や児童相談所が相談を受け付けるほか、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向け準備をします。 	すこやか子育て課
女性相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性の自立と社会参加を支援するため、子育てをはじめ家庭内の悩み、DV（夫やパートナーからの暴力）など、様々な相談に対して助言・支援を行います。 	企画財政課

(2) ひとり親家庭の自立支援

具体的施策	内 容	実施担当部署
ひとり親家庭等への医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童等を養育するひとり親家庭などの方を対象に、保険診療分の一部負担金の助成を行います。 	すこやか子育て課
母子(父子)寡婦福祉資金貸付制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度」などに関する情報提供を行います。 	すこやか子育て課

(3) 障がい児支援施策の充実

具体的施策	内 容	実施担当部署
健診などによる 早期発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次健診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などの紹介やサービスの情報提供等を行い、その後の状況について確認を行います。 ・健康診査後にはカンファレンスを開催し、多面的な検討を行います。 	保健センター
補装具費支給	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい児の失われた身体機能を補って日常生活を容易にするために、補装具費を支給します。 	いきいき福祉課
日常生活用具給付	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で暮らす障がい児について、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフトなどの日常生活用具を給付または貸与します。 	いきいき福祉課
短期入所事業 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で暮らす障がい児を介護していた者が病気などで介護できなくなった場合、障がい児を施設に一時的に入所させ、必要な支援を行います。 	いきいき福祉課
障がい児保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を預かる保育所等を支援します。 	すこやか子育て課
在宅重度心身障害者手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度心身障がい児で、障害児福祉手当などを受給していない方に手当を支給します。 	いきいき福祉課
重度心身障がい者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の心身障がい児が受診した医療費の一部負担金の助成を行います。 	いきいき福祉課

具体的施策	内 容	実施担当部署
障害児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 • 就学している障がい児に、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 • 障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。 	いきいき福祉課
障がい児相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の利用を希望する人に、サービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画作成のための支援をします。 	いきいき福祉課
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会に参加するために外出する際の移動を支援します。 	いきいき福祉課
日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい児の日中における活動の場を提供することにより、家族の就労、休息時間の確保を支援します。 	いきいき福祉課

基本目標 3

みんなが子どもをつつむまち

1 安全・安心な生活環境の整備

安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を改善・整備します。

(1) 安全・安心な社会基盤の整備

具体的施策	内 容	実施担当部署
通学路などの道路環境整備	<ul style="list-style-type: none">安全・安心な道路環境を構築するため、道路の歩行者空間の確保を図ります。街路灯、道路標識、誘導ブロック、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。通学路の安全確保のため、適宜点検を実施し、必要に応じて改修・整備します。	総務課 まちづくり整備課
安心して使える公園の確保	<ul style="list-style-type: none">町民との協働により、遊具の安全性や公園の衛生状態を点検しながら修繕や清掃などの管理を進め、安全で衛生的な公園を確保します。公園照明灯の修繕や適正な樹木剪定を行い、公園の防犯性の維持や向上に努めます。	新市街地整備課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

具体的施策	内 容	実施担当部署
ユニバーサルデザインの普及推進	<ul style="list-style-type: none">埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設などへのユニバーサルデザインの導入を推進します。	新市街地整備課
広報などによる啓発活動	<ul style="list-style-type: none">防犯意識の高揚を図るため、町のホームページ、広報まつぶしなどで防犯情報の提供を行います。犯罪の被害防止のため、警察と協力して防犯教室などを行います。	総務課

2 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪などの危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面から総合的な対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動

具体的施策	内 容	実施担当部署
交通安全教室の開催	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、公民館などで行う交通安全教室について、警察など関係機関と連携し、継続的に実施します。	総務課
チャイルドシート等の啓発	・チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努めます。	総務課

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動

具体的施策	内 容	実施担当部署
防犯ブザーの配布	・毎年、小学校就学児童に防犯ブザーを配布し、使用方法を指導します。	教育総務課
子どもの防犯教室等の充実	・警察など関係機関と協力して、不審者に遭った場合の避難訓練などの充実を図ります。 ・教育委員会やすこやか子育て課等と協力し、子どもの防犯対策を推進します。	総務課
パトロール活動の推進	・教職員やPTAが中心となって、通学路などのパトロールを継続します。	教育総務課 教育文化振興課
「子ども110番の家」の指定・活用	・痴漢、通り魔などの不審者による児童・生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、町内各校で「子ども110番の家」を指定・活用します。	教育総務課

(3) 被害に遭った子どもの支援

具体的施策	内 容	実施担当部署
被害に遭った子どものケア	・適応指導教室に教育相談員を配置し、子どもや保護者を対象に電話等による相談を継続します。	教育総務課